

生活知恵袋

せいかつちえぶくろ

Vol. 61



今月のテーマ

新社会人へのおせっかい 「知っておきたい金融・社会保険の知識」

新社会人としてスタートするまでに、最低限これだけは覚えておいて欲しい金融の知識や心構えは結構多い。小中高の学習指導要領の中にも、金銭教育の重要性と必要性が盛り込まれているが、学校教育の中で体系的に実施され、十分な教育が来ているかという点、その達成度は充分とは言えないのが現実だ。

家庭や学校から保護されてきたこれまでとは違い、社会人として自己責任での行動が求められるのは言うまでもない。株や投資信託の購入、損害保険や生命保険へ加入、様々なローン利用において、それぞれの商品や仕組みの違いなど、知っておきたいことは少なくないのだが、新社会人の諸君はどれだけ知っているであろうか…? いや、新社会人だけではなく、ベテラン社会人であっても情報不足から、抱えている問題は少なくないような気がする。思いがけない損失や、トラブルに巻き込まれないためにも、問題が起きる前の「ころばぬ先の杖」としての情報・知識を身に付けておきたいものだ。

また、直接的な金融商品の購入の知識だけではなく、誰もが加入している健康保険や年金の知識も、生命保険の加入や生活設計を立てる上で、避けては通れない。さらには、自動車の運転にかかわる賠償責任に対する保険加入はもちろんだが、日常生活における第三者に対する損害賠償責任(身体・財物)に対する備えをもつことも、社会人としての重要な責任である。就職し、社会に出てからの行動は、周りに依存しない責任ある行動と、社会に貢献できる自律した人格の形成に努めたいものだ。

では、ベテラン社会人はどうかというと…!? 日本の教育制度における金融商品等の位置付けはまだ不十分であるし、社会に出てからの情報取得が成されているかと言えば、これもまた疑わしい。改めて、社会人たるものがどうあるべきかを考えたいものだ。

先輩社会人として、大人として、親として、新社会人に対し必要とされる知識や情報を伝える義務と責任がある。まだまだ、子育ては終われない。

● 新社会人としての最低限の知識

親の扶養の下では、考える必要がなかったことが、社会人になると、知らないでは済まされないことが多く存在する。何をもちて最低限とするかはさておいて、知っておくべきことを並べてみた。

- ① 健康保険の仕組みと補償範囲
 - ② 年金制度の仕組みと補償範囲
 - ③ 加入すべき損害保険
 - ④ 加入すべき生命保険
 - ⑤ 金融商品の知識
 - ⑥ ローンの仕組みと金利
 - ⑦ 個人の信用情報の扱いとブラックリスト
 - ⑧ 奨学金の返済方法
- ①～⑦番目の項目は、社会人として大なり小なり関わってくるだけに、当然に知っておかなければならない。⑦の奨学金は利用していない方もいるだろうが、返済が始まる方にとっては、生活設計の重要な位置付けとなるだけに、完済するまでの間は決して甘く考えてはならない。

● 公的な健康保険の概要と種類

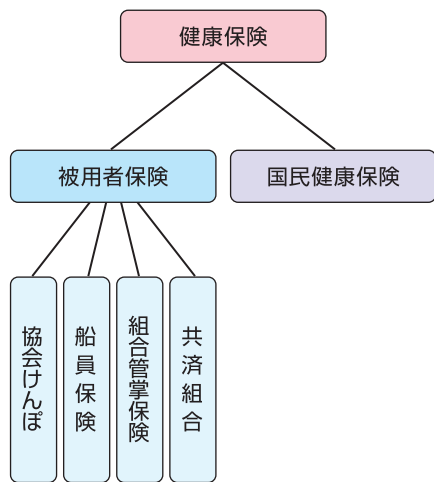
病気やケガで病院に行くときは、誰でも健康保険証を持参し、治療費の一定額が健康保険から給付され、残りが自己負担となる。日本では、生活保護を受けている人以外のすべての国民が、性別、年令の区別なく、公的な健康保険制度(医療保険)への加入が義務付けられており、これが国民皆保険(こくみんかいほけん)とされているものだ。

大別すると被用者保険と国民年金保険に分類される。被用者保険とは、誰かに使用されている人が入るもので、保険全国健康保険協会(協会けんぽ・船員保険)、組合管掌保険、各種共済組合、



齋藤 廣勝 (さいとう ひろかつ)
株式会社トータルライフサポート代表取締役
・CFP®ローティファイドファイナンシャルプランナー
・1級ファイナンシャルプランニング技能士
・日本商工会議所 年金・退職金等認定講師
・住宅ローンアドバイザー
・金融広報アドバイザー





健康保険の種類		加入する人
1	協会けんぽ	民間の中小企業等で働くサラリーマンやOLと、その家族が加入している健康保険である。従来は、政府管掌健康保険として、国(社会保険庁)で運営していたが、平成20年、新たに全国健康保険協会が設立され、この協会により運営されている。略称「協会けんぽ」。
2	船員保険	船員として船舶の所有者に使用される者を対象(被用者保険)としている医療保険制度である。
3	組合管掌保険	事業主(主に大企業)が単独または共同で組合を設立して、その従業員が被保険者となるが、事業規模の大きな会社である場合が殆ど。保険料率は、協会けんぽに比すると、組合ごとの規約により自主決定されることから、おおむね低く定められている。
4	各種共済組合	私学の職員や国家公務員、地方公務員とその家族が加入。それぞれの共済組合の管轄。
5	国民健康保険	自営業を営む人やその家族および会社を退職した方が、加入するのが国民健康保険。上記の制度が協会及び職域の団体により運営されているのに対し、国民健康保険では市町村が運営主体となっている。

国民健康保険からなっている。自分の加入する健康保険がどれになるのかを、まずは知ってほしい。それぞれの概要は次の通りだ。

〈給付の種類〉(主な給付の内容)

給付の種類	給付の内容
療養の給付(家族を含む)	(1)診察、(2)薬剤・治療材料の支給、(3)処置・手術等の治療、(4)入院・看護等
入院時食事療養費	保険医療機関に入院した場合、食事療養の給付(給食)を受けられる。(標準負担額=1食260円)
訪問看護療養費(家族を含む)	難病患者や末期がん患者、初老期の脳卒中患者等自宅で療養中の患者が、かかりつけの医師の指示に基づいて指定訪問看護事業者より看護師・保健師等の訪問看護を受けられる。
高額療養費	被保険者又は被扶養者が同一保険医療機関において1人1か月の自己負担額が、本文中※1の計算式で得た額を超える場合に、その超えた分が支給される。
傷病手当金	被保険者が療養のため(医師が労務不能と認めるとき)3日以上連続して仕事を休み、給料を受けられないとき、4日目から休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が、1年6か月の範囲内で支給される。
出産育児一時金 家族出産育児一時金	被保険者又は被扶養者が、妊娠22週(148日)以上で出産(生産・死産・早産・流産)したとき、1児ごとに420,000円(産科医療補償制度に加入していない医療機関等で出産したとき、及び13週以上22週未満で出産したときは390,000円)が支給される。
出産手当金	被保険者が出産のため仕事を休み、給料を受けられないとき、出産の日(予定日より遅れたときは予定日)以前42日(多胎妊娠の場合は98日)～出産の日後56日の範囲内で、休業1日につき標準報酬日額の3分の2相当額が支給される。
死亡したとき 埋葬料(費) 家族埋葬料	被保険者が死亡したとき、埋葬を行った家族に50,000円が埋葬料として支給される。被扶養者が死亡したときは被保険者に50,000円が支給。
医療と介護の負担	1年間に負担した健康保険の一部負担金額(高額療養費を除く)と介護保険の利用者負担額(高額介護サービス費等を除く)を合算して基準額を超えた額が支給される。

協会けんぽ

さて、ここから先は給付の種類や内容について、加入者の多い「協会けんぽ」を例に解説することにする。

この健康保険は一体全体どんなものなのか。その内容を理解している人は多くない。その内容を改めてひも解いてみよう。

「協会けんぽ」は「全国健康保険協会管掌健康保険」の略称で、平成20年(2008)10月に設立された全国健康保険協会が運営する健康保険であるが、この経緯を知らない人は意外と多い。(公の法人)あの、お騒がせの社会保険庁が運営していた、政府管掌健康保険から移行されたもの、と言えればお分かりの方も多いかもれない。

〈保険料の負担〉

保険料は給料の金額より分類された「標準報酬月額」に保険料率を掛けて計算される。その保険料率は都道府県で異なり、秋田県の場合は10.02%となっている。標準報酬月額が20万円の方は、(20万円×10.02%≒20040円)となる。これだけを見て高いとお思いかも知れないが、本人負担額は半分の10020円だ。では、残りの半分は誰が払っているのだろうか?有難いことに本人負担と同額を、会社(事業主)が負担しているのである。給与明細にも載っていないので、全く知らなかったという方もいるだろう。

左の表の内容のように、補償の範囲は広く世界でも優れた制度と言える。

新社会人が、自身の加入する健康保険制度の内容を知ることは、任意での医療保険に加入する際には、とりわけ重要である。健康保険制度での補償を補完するとのスタンスで考えれば、過大な保障になったり、無駄な保険料を払わないためにも、知っておかなければならない。また、自己負担の上限額となる高額療養費制度の理解も外せない。

その月の自己負担限度額は計算は次の通りだ。
(※1)【801000円+(医療費の総額-267000円)×1.0%】(一般の場合)

例として、その月の医療費が100万円となった場合の自己負担限度額は、高額療養費の適用前であれば3割負担の30万円となるが、適用後の自己負担は、801000円+(100万円-267000円)×1.0%≒874300円となる。

来月号は…、先月号で、新社会人へのメッセージの最終回としたのではあるのだが、解説する項目が8つともなると、今回だけでは収まらなくなりました。
新社会人へのメッセージは、長くなりそうだが、伝えたいことは新社会人だけにとどまらないし、改めてみんなで考える機会にしたい。来月号は年金を考えてみることにする。